

第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第5編では、第2編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び維持又は修繕に関する事項について示す。

5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

5.1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

(1) 施設整備の意義

神奈川県沿岸は、首都圏に位置し、背後地に人口や都市機能が高度に集積している。

第2編で述べたように、東京湾は南西に開口部をもった細長く浅い地形であるため、内湾部では、台風等による高潮の影響が大きく、風向きによっては、例外的に波浪が大きくなる。これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯等の低地帯に生命・財産が集積していることから、高潮・波浪等による浸水の危険性が高い。

神奈川県沿岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風を契機に集中的に整備されたため、建設後30~40年経過したものもあり、老朽化が進展しているものや耐震性が十分確保されていないもののが存在する。南関東地震等、大規模地震の発生も想定されているため、施設の耐震性を確保することや、外湾部における津波対策が重要となっている。

また、神奈川県沿岸に残された貴重な砂浜等では、河川からの流出土砂の減少や、土砂動態の変化等により、侵食が進行している箇所が見られる。このため、国土の保全とともに、首都圏住民の憩いの場や生物の生息環境を保全する観点から、砂浜等の侵食を防止することが重要である。



H. 8年 台風17号による浸水
(神奈川県横須賀市)



H. 7年 台風12号による越波
(神奈川県横須賀市)

神奈川県沿岸は、背後に首都圏の多くの人口や都市機能を抱えているため、計画的な施設整備を進め、高潮や津波、侵食等の自然災害に対する安全性を確保していく必要がある。

このため、海岸に作用する外力や地域特性に応じて、ソフト対策等も含め、適切な防護方式や施設配置等を検討し、効果的な施設整備を行っていく。加えて、既存の施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて老朽化対策や耐震性の向上、液状化対策を図ると共に、設計対象の津波高を超える津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流することにより、海岸堤防が破壊、倒壊する場合であっても、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した、粘り強い海岸堤防等の構造上の工夫を検討していく。これらにより、首都圏の安全で安心できる暮らしを守っていく。

また、整備にあたっては、防護だけでなく、水生生物への配慮や景観の形成、水際へのアクセス確保等、環境や利用面にも十分配慮して、首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸や水辺を創造していく。

(2) 整備計画の位置づけ

整備計画では、ゾーン毎の目標等に基づき、各海岸において実施しようとする整備の対象区域及び整備方針を示す。

各海岸における整備計画は、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示している。そのため、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の

状況等の変化に応じて、適切な整備を推進していく。

また、整備予定となっていない箇所や既に整備が終わっている箇所についても、今後、新たに整備が必要となる場合も予想され、部分的な変更が生じることも考えられるので、整備計画は、今後の状況の変化に応じて見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。

5. 1. 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域内で、整備しようとする海岸保全施設の配置を（海岸保全施設平面図）に、種類及び規模を表-5. 1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。

5. 1. 3 受益の地域

海岸保全施設の新設又は改良によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、（受益地域図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5. 1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。

5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

5.2.1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を津波、高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要である。維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を、(海岸保全施設平面図)に示す。

5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類及び規模を表-5.1-1～7(海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)に、配置を(海岸保全施設平面図)に示す。

5.2.3 維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化、その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な措置を講じ、施設の機能維持を図る。

また、海岸保全施設は、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定するなど、施設の維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つよう努める。

海岸保全施設の維持又は修繕の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 海岸保全施設においては、変状による性能の低下が、直接防護機能の低下につながりやすい。
- ② 長い延長の一箇所でも破堤すると他の健全でも大きな被害をもたらす可能性がある。また、施設の天端高が不足すると、施設本体は破堤しなかったとしても、背後地に大きな被害をもたらすことになる。
- ③ 海岸保全施設の変状は、主に地震、津波、高潮、高波浪の発生時に進展するとともに、海岸の地形や構造物の配置等によって、劣化や被災による変状が起こりやすい箇所がある。
- ④ 構造物の破壊に至る変状連鎖の第一段階が堤体材料の吸出しであり、これにより堤体内の空洞化が進行する場合が多いが、基礎部分が海面下に没していることが多く変状を発見しにくい。
- ⑤ 堤体材料の吸出しや堤体の変状に対する予防保全として、堤防前面に十分な幅の砂浜が確保されている状態を維持することが重要であるため、堤防だけでなく砂浜の変化に対する点検もあわせて実施していく必要がある。

なお、海岸保全施設ごとの維持又は修繕の方法を表-5.1-1～7(海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)に示す。

5.2.4 受益の地域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、(受益地域図)にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5.1-1～7(海岸保全施設の整備に関する事項一覧表)に示す。

表-5.1-1 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その1)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・ 改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法						
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)										
川崎ゾーン	1	川崎港 (小島町)	川崎市 (市)	国土交通省 港湾局	胸壁		1,815	3.11	—	—	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。	1	工業・住宅・ 商業	・胸壁及び護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・陸閘については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。						
					陸閘	改良	12 (2基)	3.11	未定	未定										
					護岸		91	3.11	—	—										
					胸壁		4,285	3.11	—	—										
	2	川崎港 (夜光町)			陸閘	改良	258.69 (30基)	3.11	未定	未定	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。									
					護岸		115	3.11	—	—										
					堤防 (二線堤)		6	3.11	—	—										
					胸壁	改良	2,249	3.11	未定	3.90										
	3	川崎港 (池上町)			堤防 (二線堤)		25	3.11	—	—	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。また、一部の海岸保全施設について最大クラスの津波である慶長型地震に対応した嵩上げを行う。									

表-5.1-2 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その2)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・ 改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法					
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)									
川崎ゾーン	4	川崎港 (南渡田・浅野町)	川崎市 (市)	国土交通省 港湾局	胸壁		3,097	3.11	—	—	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。	1	工業・住宅・ 商業	<ul style="list-style-type: none"> ・胸壁及び護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・陸閘及び樋門については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 					
					陸閘	改良	21.48 (3基)	3.11	未定	未定									
					護岸		159	3.11	—	—									
					樋門		2	3.11	—	—									
	5	川崎港 (白石町)			胸壁		1,629	3.11	—	—	・胸壁及び護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・樋門については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。								
					護岸		36	3.11	—	—									
					樋門		6	3.11	—	—									

表-5.1-3 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その3)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・ 改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横浜ゾーン	6	横浜港 (鶴見:現在、海岸保全区域の指定は無い)	横浜市 (市)	国土交通省 港湾局	—	—	—	—	—	—	水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分分配しながら、海岸保全施設の整備を進める。	2	—	—
	7	横浜港 (内港:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	8	横浜港 (山下・本牧:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	9	横浜港 (根岸湾周辺:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	10	横浜港 (金沢:現在、海岸保全区域は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	11	横浜港 (平潟湾周辺:現在、海岸保全区域は無い)			水産庁	—	—	—	—	—				—

表-5.1-4 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その4)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・ 改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横須賀ゾーン	12	横須賀港 (追浜)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸	—	1,180	2.4~3.0	—	—	工業専用地域としての土地利用を尊重しつつ、隣接する横浜市との連携を図りながら、水際線の開放や生物生息、水質浄化等の向上を図る。	3	工業	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	13	横須賀港 (深浦)			護岸	—	1,829	1.5~3.5	—	—	水際線を開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間の機能向上を図る。		住宅地	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	14	横須賀港 (長浦)			護岸	—	1,642	2.8~3.0	—	—	横須賀港らしい景観と親水性を創出し、水とのふれあいの楽しめる親水空間を整備する。		工業・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	15	横須賀港 (本港)			護岸	—	2,208	2.8~3.6	—	—	防衛関連施設による独特的の景観を生かした親水空間を整備する。		公園・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

表-5.1-5 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その5)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・ 改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横須賀ゾーン	16	横須賀港 (新港)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸		556	1.5~2.3	—	—	高潮越波に対する防護施設を整備とともに、二笠公園等の自然、歴史資産を保全、活用しつつ、親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	3	公園・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	17	横須賀港 (平成:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—	海辺つり公園等の親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。		港湾	—
	18	横須賀港 (大津・馬堀)			護岸		4,128	3.0~3.8	—	—	高潮越波に対する防護施設を整備とともに、市民の憩いの場として、港湾利用と環境(景観、親水、生物生息)の調和した施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	19	横須賀港 (走水)			護岸	新設	—	—	517	5.0	防波堤	—	住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	20	横須賀港 (観音崎)			防波堤		46	3.5~3.8	—	—	護岸	977	6.0	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					防波堤		651	1.3	—	—	護岸	1,345	3.0~7.0	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					護岸								住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

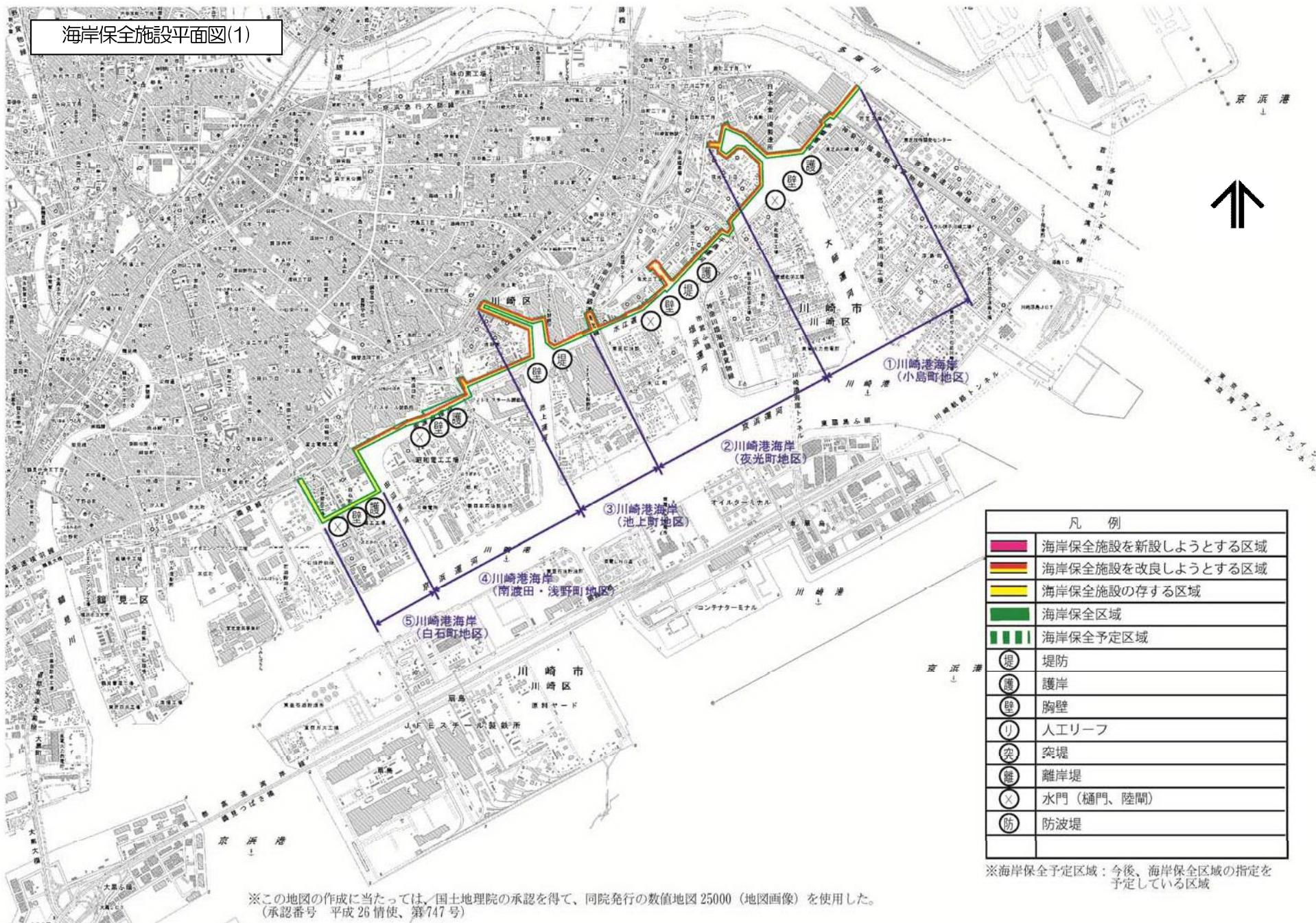
表-5.1-6 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その6)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・ 改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法		
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)						
浦賀・三浦ゾーン	21	横須賀港 (鴨居)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸		1,693	1.5~3.9	—	—	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。	3、4	住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。		
					防波堤		89	3.4	—	—						
	22	横須賀港 (浦賀)			護岸		1,481	2.0~2.6	—	—	造船所跡等を中心とした再開発計画に沿った市民の交流、憩いの空間として活用するとともに、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。	3、4	住宅地・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。		
					護岸		2,054	2.0~4.7	—	—						
	23	横須賀港 (久里浜)			護岸		477	4.1~5.9	—	—	良好な自然環境の保全と既往の港湾利用との共生を図り、調和のとれた魅力ある臨海部空間を整備する。	4	住宅地・ 港湾・工業	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。		
					離岸堤		1,145 (6基)	2.4	—	—						
	24	横須賀港 (野比)			離岸堤	新設	—	—	400 (2基)	2.4	隣接する漁港区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する		住宅地・道路	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。		
					突堤	新設	—	—	100 (1基)	未定						
					砂浜		—	—	—	—						

表-5.1-7 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その7)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・ 改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
浦賀・三浦ゾーン	25	北下浦漁港 (長沢)	横須賀市 (市)	水産庁	護岸		1,220	3.7~6.0	—	—	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸、波除堤、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					離岸堤	改良	460	1.6~2.3	120	2.3				
						新設	—	—	560 (4基)	2.3				
					突堤		744 (11基)	-0.6~3.1	—	—				
					突堤 (導流堤)		93 (2基)	1.9~3.6	—	—				
					波除堤		77	1.9	—	—				
					防波堤		131	3.2~4.8	—	—				
					砂浜		—	—	—	—				
26	北下浦漁港 (津久井)				護岸		82	4.0~5.0	—	—	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。		住宅地・道路	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					突堤		190 (4基)	-0.2~3.2	—	—				
					人工リーフ		300 (2基)	-1.5~-2.0	—	—				
						新設	—	—	150 (1基)	-2.0				
					砂浜		—	—	—	—				
	27	三浦海岸 (三浦)	三浦市 (県)	国土交通省 水管理・国土 保全局	護岸		2,745	4.03~7.81	—	—	全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳等もあり、田園と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。	5	住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

海岸保全施設平面図(1)



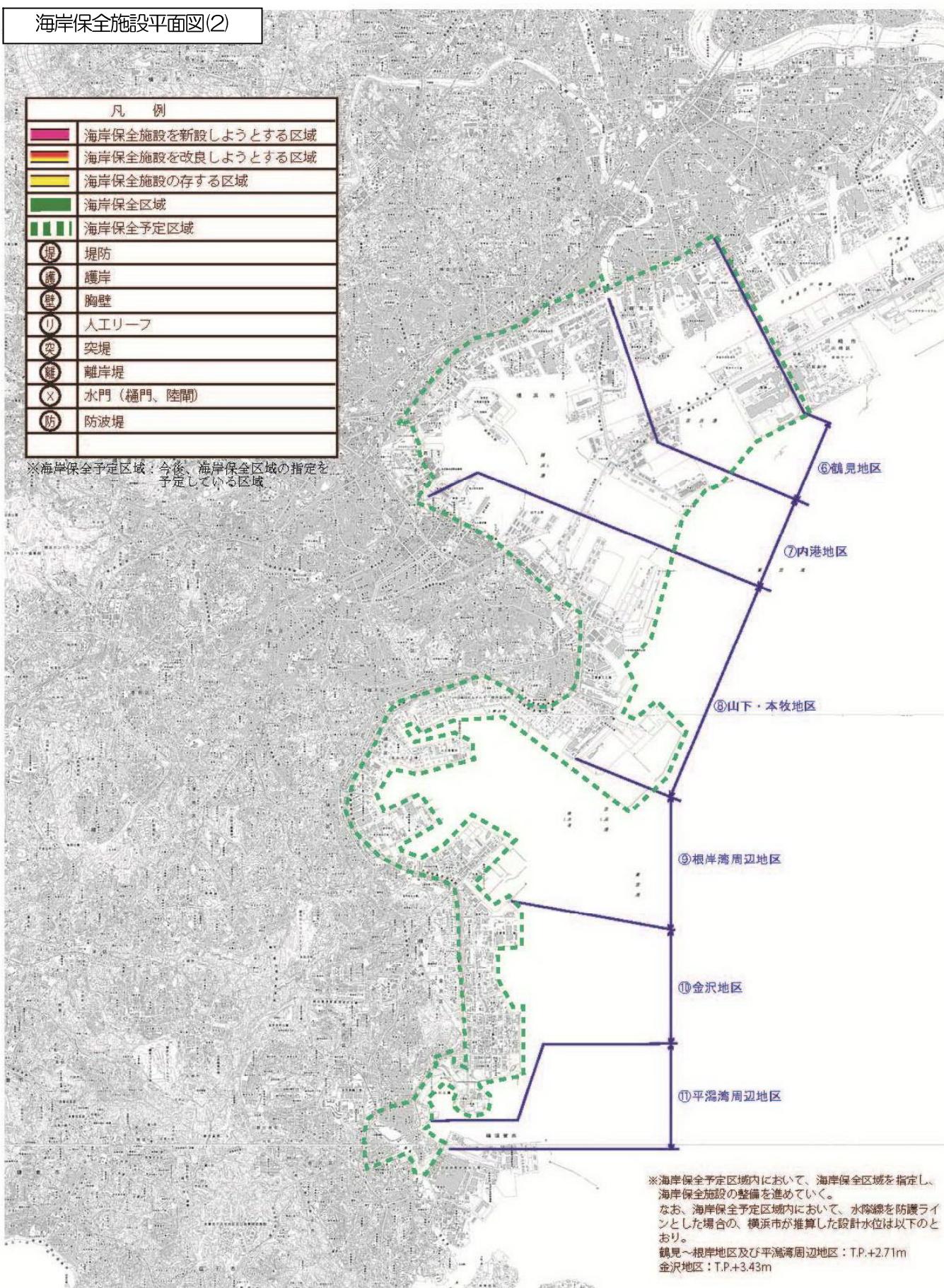
凡 例

■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
■■■	海岸保全予定区域
堤	堤防
護	護岸
壁	胸壁
リ	人工リーフ
突	突堤
離	離岸堤
水門	水門（樋門、陸閘）
防	防波堤

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を使用した。
(承認番号 平成 26 情使、第747号)

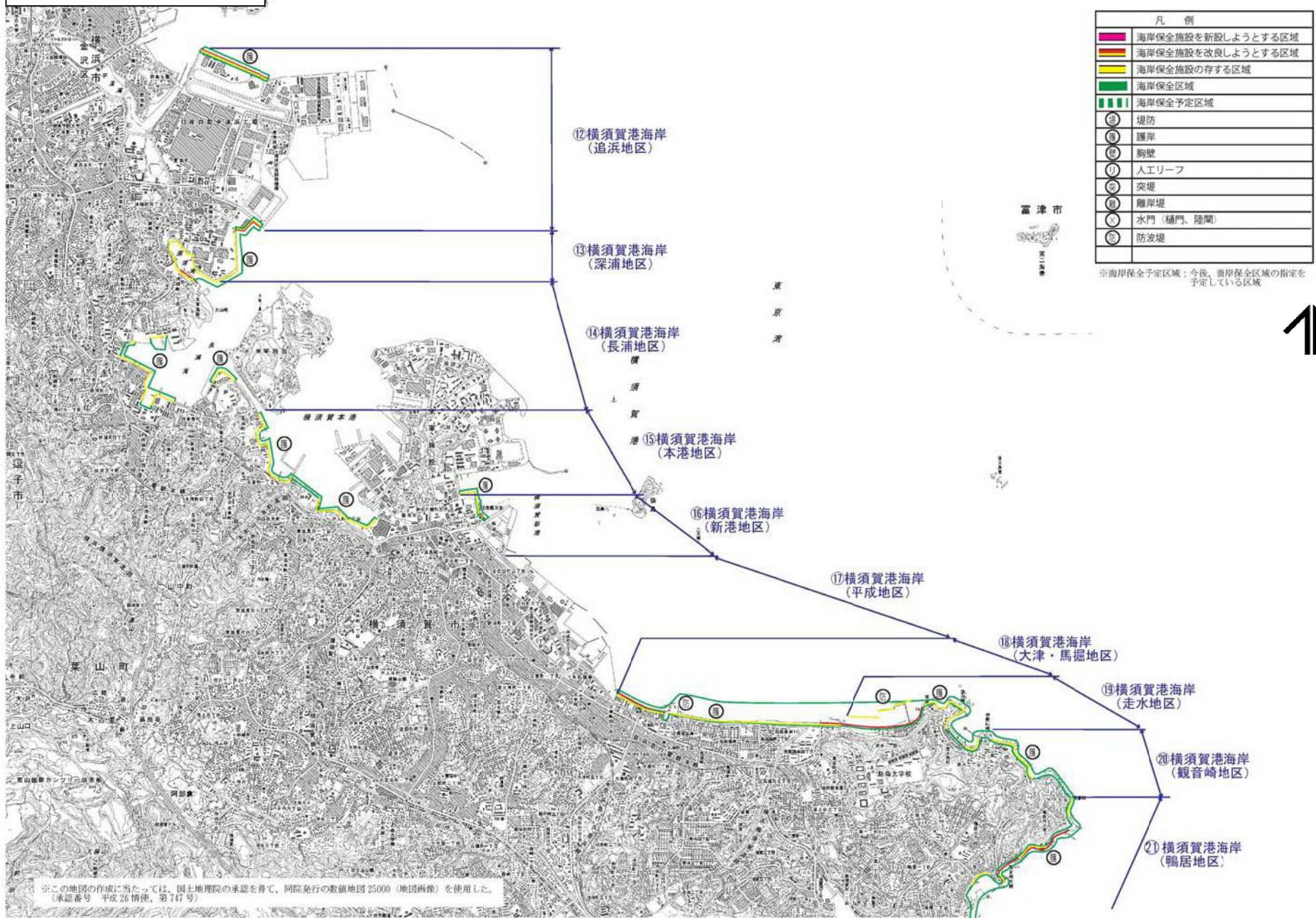
海岸保全施設平面図(2)



※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を使用した。
(承認番号 平成 26 情使、第747号)

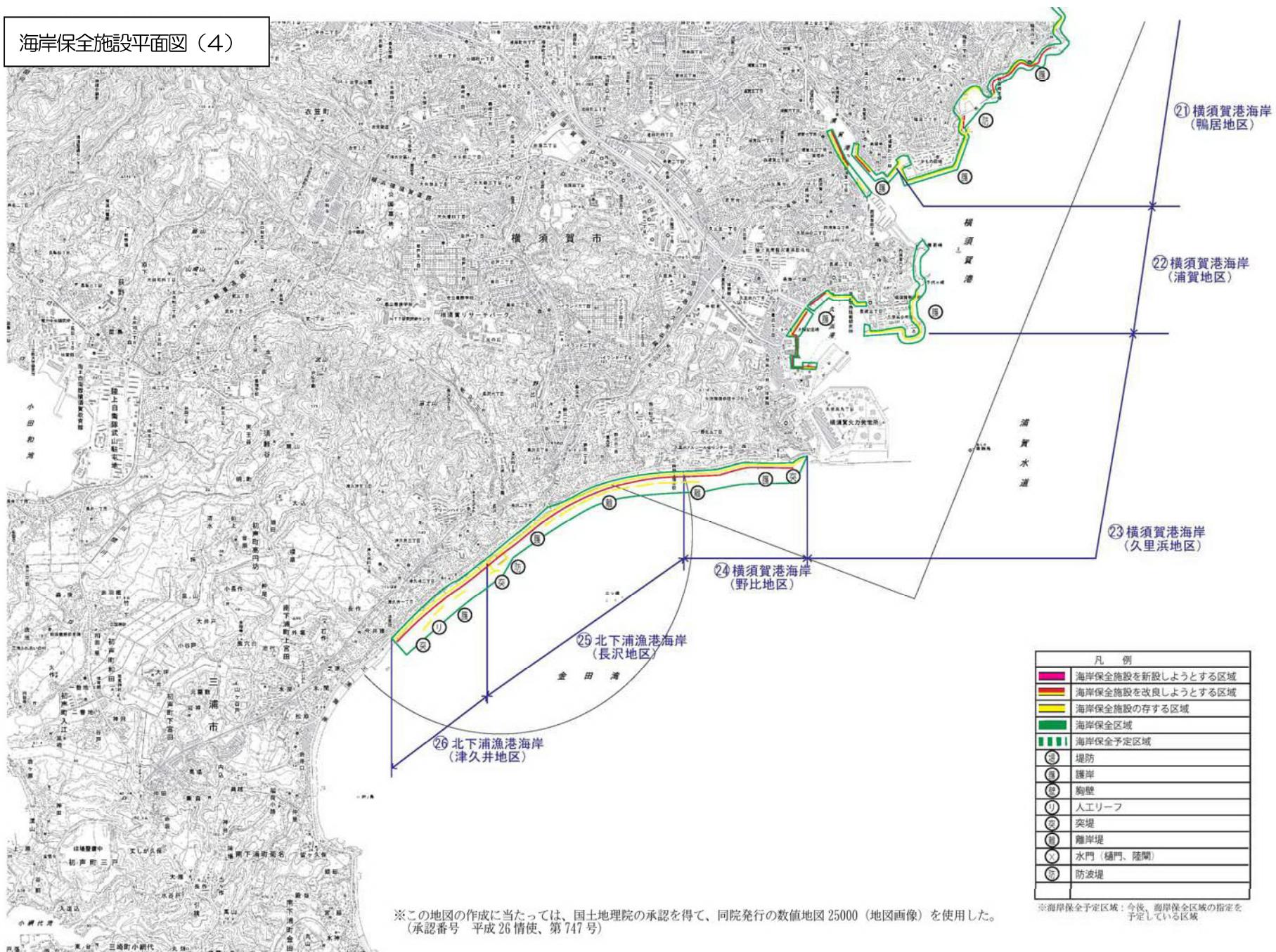


海岸保全施設平面図（3）



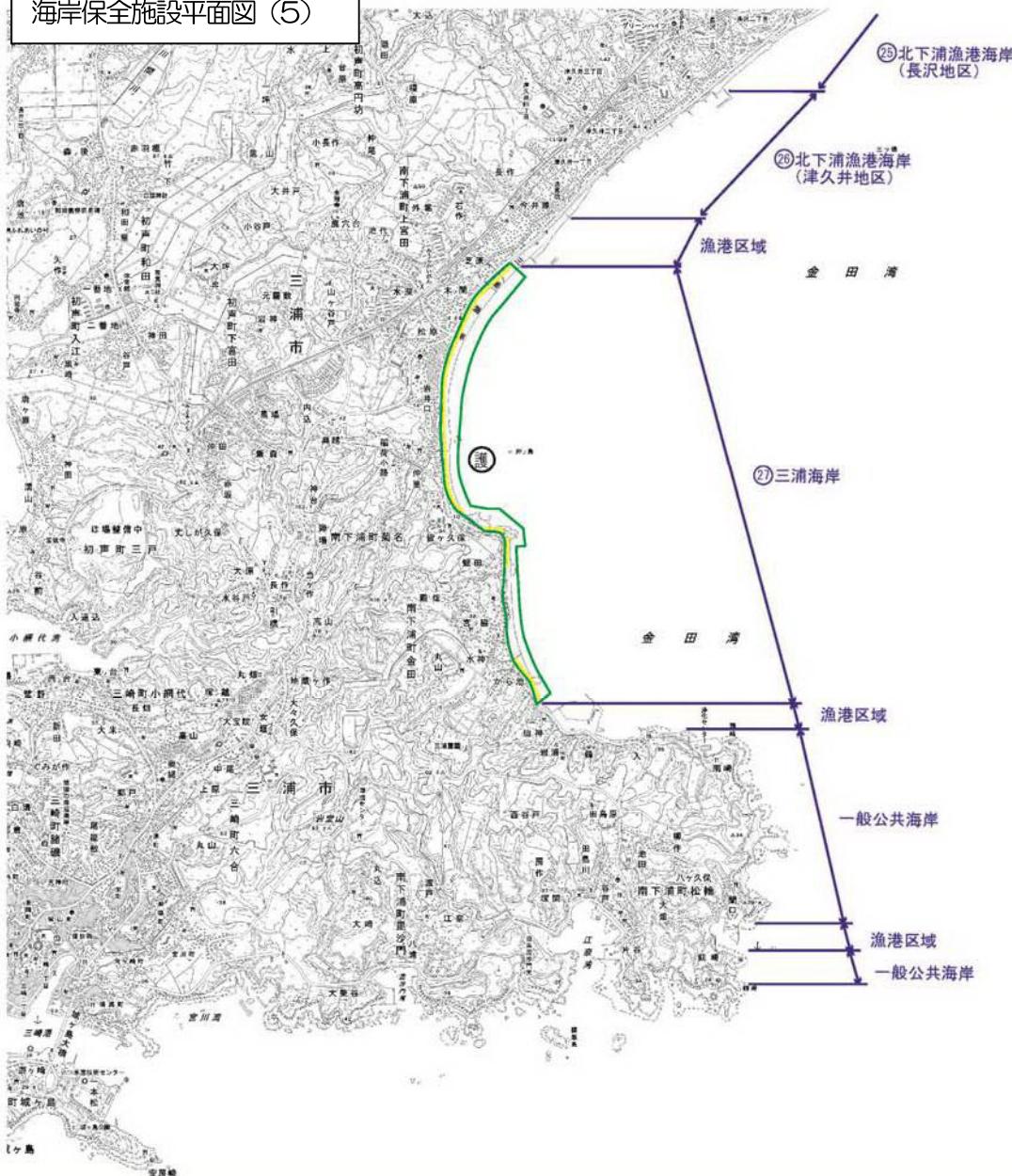


海岸保全施設平面図（4）





海岸保全施設平面図(5)



※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を使用した。
(承認番号 平成26情使、第747号)

浦賀水道

凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
■■■	海岸保全区域
■■■	海岸保全予定区域
堤	堤防
護	護岸
壁	胸壁
リ	人工リーフ
突	突堤
離	離岸堤
×	水門（樋門、陸閘）
防	防波堤

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域